

○長生村工場立地法地域準則条例

平成29年12月13日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則（以下「村準則」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 村準則を適用する区域の種類及び範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の種類	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第2種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域	100分の15以上	100分の20以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率

を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が、第3条の表に規定する区域又はこれらの区域以外の区域(以下「その他区域」という。)のうち、2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地に占めるそれぞれの区域の面積の割合(以下「敷地割合」という。)につき、同表に規定する区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同表の規定を当該敷地の全部に適用し、その他区域の敷地割合が最も高いときは同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

(隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 村長は、特定工場の敷地が本村に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合は、当該地方公共団体の長と協議し、当該工場等についてこの条例の規定と異なる緑地面積等を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている特定工場で、村準則を適用する区域に存するもの(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式により行うものとする。

3 既存工場等についての第5条の規定の適用については、同条中「同表の規定」とあるのは、「附則別表の規定」と読み替えるものとする。

附則別表(附則第2項関係)

1 既存工場等が、法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第2種区域	$G \geq (P/\gamma) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S -$	$E \geq (P/\gamma) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S -$

	$G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$-E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種区域	$G \geq (P/\gamma) (0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第4種区域	$G \geq (P/\gamma) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

2 既存工場等が、法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第2種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n ((P_j/\gamma_j) (0.1 - G_0/S))$ ただし、 $(\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S))) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする	$E \geq \sum_{j=1}^n ((P_j/\gamma_j) (0.15 - E_0/S))$ ただし、 $(\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (E_0/S))) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n ((P_j/\gamma_j) (0.05 - G_0/S))$ ただし、 $(\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.05 - (G_0/S))) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする	$E \geq \sum_{j=1}^n ((P_j/\gamma_j) (0.1 - E_0/S))$ ただし、 $(\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (E_0/S))) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

	0のときは $G \geq 0$ とする。	ときは $E \geq 0$ とする。
第4種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \left( (P_j / \gamma_j) \right) (0.15 - G_0 / S)$ <p>ただし、<math>\left( \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) \right) (0.15 - (G_0 / S)) &gt; 0.15S - G_1 &gt; 0</math>のときは<math>G \geq 0.15S - G_1</math>とし、<math>0.15S - G_1 \leq 0</math>のときは<math>G \geq 0</math>とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \left( (P_j / \gamma_j) \right) (0.2 - E_0 / S)$ <p>ただし、<math>\left( \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) \right) (0.2 - (E_0 / S)) &gt; 0.2S - E_1 &gt; 0</math>のときは<math>E \geq 0.2S - E_1</math>とし、<math>0.2S - E_1 \leq 0</math>のときは<math>E \geq 0</math>とする。</p>

3 前2項の表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

$\gamma_j$  j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合